

令和2年9月4日

保護者の皆様

調布市立飛田給小学校
校長 山中 ともえ

台風・異常気象等に伴う対応について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、9月に入り台風が到来する季節となっています。現在、台風10号の今後の進路が気掛かりなところです。そこで改めて、台風接近時や異常気象時の対応についてお知らせします。本校においては、調布市教育委員会の指針に基づき、下記のとおり対応いたします。

保護者の皆様には、十分御理解いただき、御協力の程、よろしく申し上げます。

記

1 臨時休業・自宅待機の判断基準（市内共通）

- (1) 朝7時の段階で、調布市に、「特別警報」（大雨、暴風、大雪、暴風雪等）が発令されている場合は、臨時休業とします。
- (2) 朝7時の段階で、調布市に、「大雨警報」・「暴風警報」・「洪水警報」の3つが全て出されている場合は、臨時休業とします。
- (3) 朝7時の段階で、調布市に、「大雨警報」・「暴風警報」・「洪水警報」のうちいずれか1つでも出されている場合は、自宅待機とします。その場合で、午前10時までに警報の解除がなされない場合は、臨時休業とします。午前10時までに警報が解除された場合は、風雨の状況を見て、安全・安心メールで登校の連絡をします。
- (4) 調布市の警報は次のホームページで確認するものとします。また、多摩北部ではなく調布市単独で示されている部分を確認します。

気象庁	http://www.jma.go.jp/jp/warn/319table.html
東京アメッシュ	http://tokyo-ame.jwa.or.jp/

2 その他

- (1) 自然災害が予想される場合においては、家庭の判断で登校させなくても、欠席や遅刻の扱いにはしません。ただし、安全確認のため、必ず学校にその旨御連絡ください。
- (2) 大雨後の登校は、絶対に川に近づいたり、のぞき込んだりしないよう、御家庭でも厳重に注意喚起をお願いします。
- (3) 警報が解除されない場合であっても、天候の状況によって、柔軟な対応をとることがあります。保護者の皆様へは、事前にその旨を安全・安心メールにてお知らせいたします。

【問合せ先】

調布市立飛田給小学校
副校長 門田 英朗
電話 042 (487) 2815